

3 避難所等の定義【危機管理本部】

区 分	用 途	主な場所
避難所 (指定避難所)	災害によって自宅に住めなくなってしまった避難者等の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能を有する施設。	市内の市立小中学校 (跡地利用を含む)、 市立高等学校等
地域防災拠点 (指定避難所の一部)	避難所が有する機能に加え、ヘリサインの表示、応急医療救護機能の整備により、地域の特性や、被災状況に応じて、応急医療活動ができる体制を備えた施設。	市内の市立中学校
避難所補完施設	住民が容易に避難できるよう地域の实情に応じて、緊急性や危険度から判断の上、避難所を補完するものとして、一時使用する施設。	教育文化会館等の公共施設、町内会館等の民間施設
二次避難所	通常避難所と別の空間の確保が必要な者または介助を必要とする者等が、より適切な環境のもとで避難生活を送るための施設。	市内社会福祉施設等
緊急避難場所 (指定緊急避難場所)	切迫した災害の危険から一時的に逃れるための場所で、災害の種類ごと（「洪水」、「崖崩れ、土石流及び地すべり」、「高潮」、「地震」、「津波」、「大規模な火事」、「内水氾濫」、「火山現象」）に定める場所や施設。	市内の市立小中学校等や、広域避難場所の中から指定
広域避難場所	震災またはその二次災害等により、広域にわたって大きな被害が予測される場合、被害から逃れるための場所。	必要な面積を有する公園、緑地、グラウンド等
いっとき 一時避難場所	地域住民等が震災（建物の倒壊、火災の延焼拡大、危険物の流出・漏えい、津波など）から身の安全を図るため、一時的に避難する場所。	近くの公園や空き地、協定等により確保した場所

<p>津波避難施設</p>	<p>東京湾内湾に大津波警報・津波警報が発表された場合に、津波から身の安全を図るため一時的に避難する施設。</p>	<p>市立学校等の公的施設で津波避難施設として指定された施設、国や県の施設及び民間施設で津波避難施設として協定を締結した施設</p>
<p>津波避難場所</p>	<p>東京湾内湾に大津波警報・津波警報が発表された場合に、津波から身の安全を図るため一時的に避難する場所。</p>	<p>川崎区内にある津波浸水予測区域外の広域避難場所（大師公園、小田公園、川崎競馬場、川崎競輪場、川崎富士見球場）</p>
<p>帰宅困難者用 一時滞在施設</p>	<p>大地震の発生により鉄道等の公共交通機関が運行停止となり、帰宅が困難となって、行きどころのない人を一時的に受け入れる施設。</p>	<p>市の施設で一時滞在施設として指定された施設、国や県の施設及び民間施設で一時滞在施設として協定を締結した施設</p>
<p>活動拠点</p>	<p>警察、自衛隊、消防機関、ライフライン事業者等が宿营地、車両置き場及び資材置き場等の用途で使用するための拠点。</p>	<p>川崎競馬場、川崎富士見球場、等々力緑地、市内の県立高校等</p>